

「第2次三重県手話施策推進計画」（中間案）について

令和2年11月16日

子ども・福祉部

1 計画の位置づけ

「三重県手話施策推進計画」（以下「現計画」という。）は、「三重県手話言語条例」（以下「条例」という。）に基づき、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として策定したもので、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成29年に策定した現計画は令和2年度末をもって終期を迎えることから、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする「第2次三重県手話施策推進計画」（以下「次期計画」という。）を策定します。

2 次期計画策定のポイント

手話とは、「独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたもの」であり、「ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語」とであるという基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現をめざします。

また、現計画の取組の検証及び新型コロナウイルス感染症の感染防止対策やICTを活用した新たな意思疎通支援の検討などの手話を取り巻く環境の変化をふまえ、以下の項目について取り組みます。

- ①手話通訳者の人材育成
- ②遠隔手話相談・遠隔手話通訳サービス等の利用促進
- ③災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進と締結市町との連携
- ④手話の普及・啓発

3 次期計画（中間案）の概要

第1章 計画の策定にあたって

現計画で残された課題と手話を取り巻く環境の変化をふまえつつ、現計画の基本理念、施策体系を継承し、次期計画を策定します。

なお、次期計画は、条例第7条第1項の規定に基づき、「手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもので、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として策定します。

第2章 施策の展開

1 基本的施策と具体的な取組

施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】

- (1) 県政情報の手話による発信等

手話付きテレビ情報番組の制作・放映／知事定例記者会見等における手話通訳の実施／県のイベント・会議等における情報保障の確保 等

(2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等
三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施／ICT等を活用した意思疎通支援についての周知・検討 等

(3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置
聴覚障がい者災害支援サポーターの登録推進／災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進及び協定締結市町との連携 等

施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】

(1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充
手話通訳者等の派遣事業の実施／手話通訳者の人材育成の推進／手話通訳者の技術向上及び指導者の人材育成推進 等

施策3：手話の普及等【条例第10条】

(1) 県民が手話を学習する機会の確保等
県ホームページ等における手話に関する情報等の掲載／イベント等を活用した手話の普及啓発／県民向け手話講座の開催／手話サークル団体の情報提供等 等

(2) 県職員に対する手話研修等の実施
県職員及び市町職員に対する研修の実施 等

(3) 幼児児童生徒及び学生に対する手話学習の取組促進
手話を学ぶ取組の実施／手話についての理解啓発の促進 等

施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】

(1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上
ろう児に対する手話教育の環境整備 等

(2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等
保護者に対する手話講習会等の実施

(3) 聴覚障がいのある乳幼児、保護者への手話学習の機会の確保
乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施 等

施策5：事業者への支援【条例第12条】

(1) 事業者のろう者へのサービス提供時やろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援
雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知／観光施設等における情報保障の推進 等

施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

(1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等
手話に関する調査研究への協力

第3章 計画の推進

次期計画の基本理念を実現するため、市町及び関係機関等と連携・協力するとともに、県の福祉、教育、労働などの分野が協議・連携し、施策を総合的に推進します。また、PDCAサイクルにより適切な進行管理を行います。

4 次期計画における主な取組

(1) ICT等を活用した意思疎通支援についての周知・検討

コロナ禍での情報アクセシビリティの向上にも資するよう、遠隔手話相談、遠隔手話通訳サービス及び今後導入が予定されている電話リレーサービスを含めたICT等を活用した意思疎通支援について、周知を図ります。

また、行政窓口等における遠隔手話通訳サービスの活用等について、市町や関係団体と連携・協力しながら検討します。

(2) 災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進及び協定締結市町との連携

災害発生時に聴覚障がい者に対し手話等による支援等を行えるよう、三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結を促進します。

また、聴覚障害者支援センターにおいて、災害時における聴覚障がい者支援に関する協定を締結した市町と連携し、実際に災害が発生した場合の対応について検討を進めます。

(3) 手話通訳者の人材育成の推進・手話通訳者全国統一試験対策学習会の実施

ろう者と聞こえる人との意思疎通を行う手話通訳者の育成を推進するため、地域バランスも考慮しながら、手話通訳者養成講座を開催します。

また、登録手話通訳者の確保を推進するため、手話通訳者養成講座の修了者を対象に、手話通訳者全国統一試験の対策学習会を実施します。

(4) イベント等を活用した手話の普及啓発

次代を担う子どもたちに手話に興味を持ってもらうため、関係団体や市町等と連携し、様々なイベント等を活用して、条例についての理解促進や手話の普及推進を図ります。また、新型コロナウイルス感染症対策への配慮やDXの動向も把握しながら取組を進めます。

5 今後のスケジュール（予定）

令和2年	12月	パブリックコメント実施（～令和3年1月） 県社会福祉審議会（中間案）
令和3年	2月	障害者施策推進協議会手話施策推進部会（最終案） 障害者施策推進協議会（最終案） 障がい者差別解消支援協議会（最終案）
	3月	常任委員会（最終案） 計画の策定